

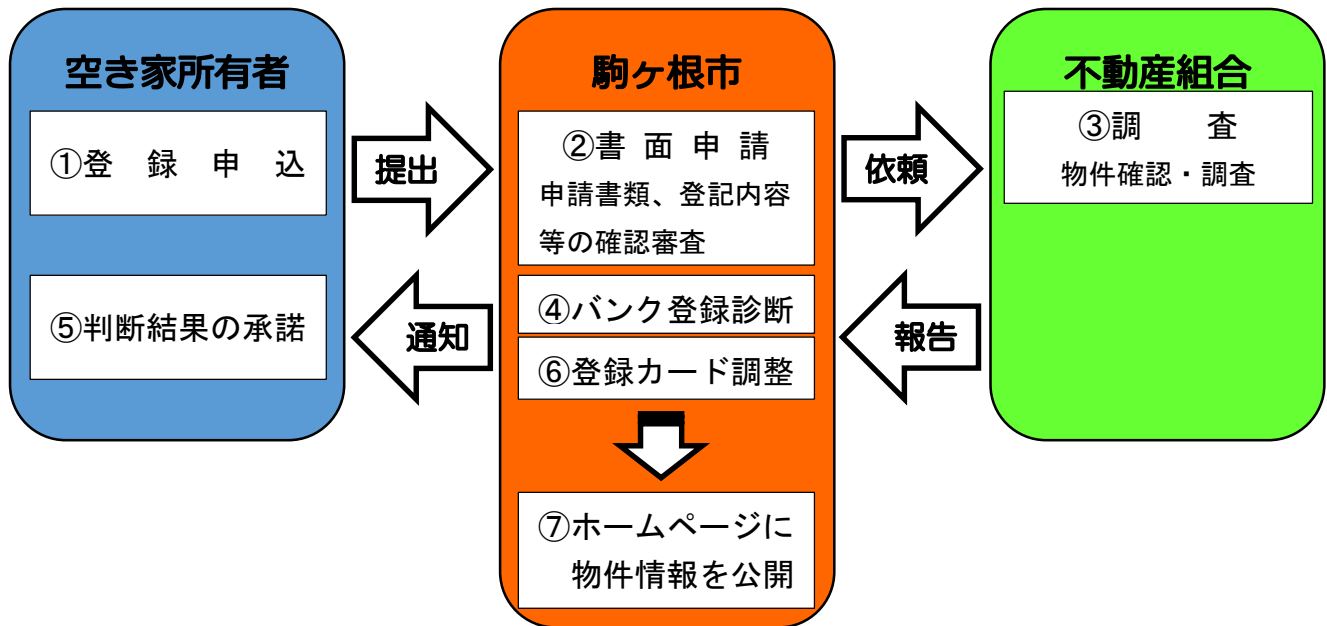
○駒ヶ根市空き家バンク

市では、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した空き家の情報を、市内への移住及び定住等を目的として空き家の利用を希望する方に対して、空き家情報の提供を行う「駒ヶ根市空き家バンク」をスタートしました。

この制度は、売りたい、貸したい物件を市に登録していただき、買いたい、借りたい人へ情報提供をするものです。市内で、空き家をお持ちの方で、空き家の有効活用をお考えの方は、是非、ご相談ください。

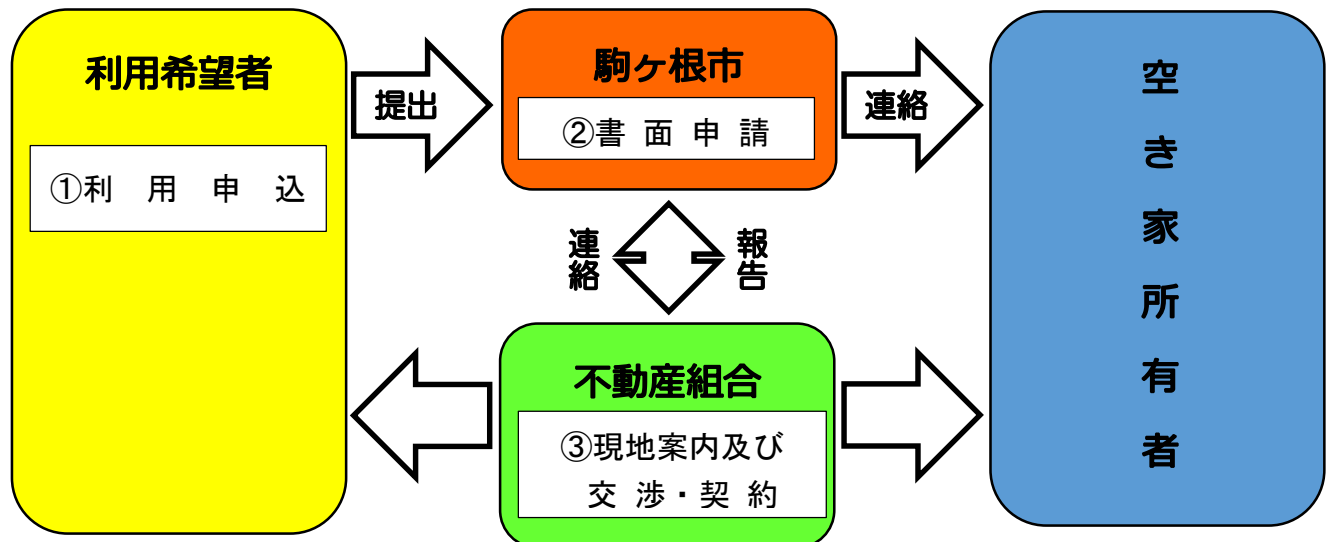
○空き家情報の登録の流れ

※申込時必要書類: 空き家バンク登録申込書(様式第1号)、空き家バンク登録カード(様式第2号)



○利用希望者の申請等の流れ

※申込時必要書類: 空き家バンク利用申込書(様式第7号)



※市では、情報提供や連絡調整は行いますが、所有者と利用希望者との交渉や契約については直接関与しません。物件の売買、賃貸の契約は、市が「空き家バンク媒介等に関する協定書」により協定を締結した(一社)長野県宅地建物取引業協会南信支部伊南不動産組合が媒介します。

※利用希望者は利用申込みにあたり、自治会活動等への積極的な参加、地域との協調等を条件とします。